

卒業 入門



土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、「農協が倒産する日」(東洋経済新報社)、「穀物メジャー」(共著/家の光協会)、「東京をどうする、日本をどうする」(通産省八幡和男氏と共著/講談社)、「新食糧法で日本のお米はこう変わる」(東洋経済新報社)などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

業補助金のガラガラポンぶりを説明してみよう。

入学簡単、卒業は難 成果なければ返還も

まずわが知人も指摘する「入口が広くて出口が狭い」という点。農水官僚Sさんが、今回の補助金改革のポイントをこう説明してくれた。

「複雑だった補助金の申請手続きを簡素化する。従来は、事業ごとに定められた細かな要件に合致しているのか細かく審査をしたり、個別の施設ごとに規模・構造などを細かく審査していたのを改め、これからは『達成しようとする成果目標が、事業の目指す方向に合致しているかどうか、計画内容が成果目標達成可能な内容となっているかどうかだけを審査する』ことにしました」

何やら入学は簡単だが卒業は難しい米国の大学みたいだ。卒業試験は、事後評価を厳しくすることらしく、農水官僚Sさんの説明は、「事業実施後、成果目標を達成できたかどうかを評価し、達成できなかった場合には、改善措置を求めます。成果が出ない場合は補助金の返還を求める場合もありますよ」と物騒だ。

土門剛の

切抜帳

1 年間所得530万円

9月30日付け朝日新聞は、「他産業並み所得」基準、農水省案、反発も予想」と報じた。

「農林水産省は、農政の新指針の柱となる農家への助成金『直接支払制度』について、対象を農業で他産業並みの所得を確保できる農家と、それを目指して経営改善に取り組んでいる農家に絞り込む案をまとめた。同省の試算では、他産業並みの所得を得るには畑作農家で20ha以上、水田農家で10ha以上の農地が必要。この案を基に10月1日から有識者や農業関係者らによる審議を始めるが、高いハードルだけに反発も予想される」

「農水省が1日に示す案は、年間所得530万円を農業だけで得る農家を『効率的かつ安定的経営』と定義し、助成対象とする。その所得を得るには、北海道に多い畑作農家で20〜26ha、都府県の水田中心の農家でも10〜14haの農地が必要だ」

「北海道の網走や十勝など大規模経営の多い地域では5割以上の農家が対象となるが、都府県では2〜3%の農家しか対象とならない。このため、こうした大規模経営を目指して努力している農家も含めて『担い手農家』と位置づけ、直接支払いの対象とする考えだ」

ところでこの記事、農水省によって否定されたが、ネタ元は、農水省が食料・農業・農村政策審議会で配布した資料をヒントに書かれた。官僚がよく使う農家の反応をみる「観測気球」だったようだ。

北海道の知人から、こんなメールが来た。農政改革のポイントと見られる、補助金制度の抜本的な見直しについてだ。文面から大変な危機感が伝わって来る。

「いずれにしても、補助事業が交付金になるのは、JAより農家にとって問題です。入口が広くて出口が狭いということは、今までどんなに低くても50%はあった補助率がどこまで下がるかわからないということになります。最悪の場合はもらえないことも想定した計画になります」

で、現在の農家の経済力からして、どうしてもごちんまりしたのになってしまい、経営の転換を図るきっかけとして補助事業を活用することができなくなってしまう」

インターネットがこれだけ発達しながら、農業界は今も情報鎖国状態である。農政改革のポイントと見られる補助金制度の抜本的な見直しの意味が、農業の現場に伝わっていない。毎度のことだが、農業現場の能力天気ぶりには呆れるばかりだ。

農業の現場に伝わっていない、農

「入口広く出口は狭い」補助金見直し案

別のSさんはもつと物騒なことを考えておられる。

「米国には、補助金の密告制度というのがあって、『隣の農家は補助金をもらっているのに、ベントツやキヤデラックのリムジンに乗って、愛人も困っているぞ、あるいは補助金を別の目的に使っているぞ、そんなたれ込みを受け付けるセクションが農商務省内部にあるそうですよ。補助金は税金ですから、納税者が納得する使われ方にしないとたないんでしょうね」

そのSさんが教えてくれた密告制度リスク・マネジメント・エージェンシー(RMA)を米農商務省のWebサイトで見つけた。英語に自信のある方は <http://www.rma.usda.gov/> を見ていただきたい。

そのRMAの日本版を補助金改革の中に取り込むのかどうかは、聞きそびれてしまった。

口を開けていてもダメ アイデアが問われる

次いで2番目のポイント。補助金をゲットするのも農業者のアイデア次第となったことだ。

従来、国は補助金のメニューを出していた。その数実に177。そのメニュー提示を取りやめる代わりに、国は七つのキーワードを示すことに

した。

七つのキーワードとは、①食の安全・安心、②強い農業作り、③元気な農業作り、④バイオオマスの環作り、⑤森林作り、⑥強い林業・木材産業作り、⑦強い水産業作り——いずれも農政改革の方向に沿った「選択と集中」「国民の食を守る『食料産業』の視点」「グローバル化の中の農業・農政」「意欲的な生産者・地域の後押し」の視点から示された。

農水官僚Sさんの説明はこうだ。

「農水省が示すのは『骨太な目的』だけです。その目的をよく理解すれば、誰でも補助金へのエントリーは自由になるんです。目的を理解せずアイデアもなければ、補助金の対象にはなりません。まして政治家に頼むようなことは論外です。A県では補助金がたくさん出たのに、B県では少ししか出なかった。そんなケースは出てくるでしょうね。それは県によって農業をどう構築するのかが試されることになります」

ところが、補助金改革が動き始めたというのに、肝心の都道府県の農政担当者は「親の心、子知らず」である。口を開けていけば天から補助金が落ちてくると、まだ思っている。特に農業Ⅱ農協、補助金Ⅱ農協といまだに信じて疑われない都道府県は確実に遅れをとることになりそうだ。

第3のポイントはおールカマーにしたことだ。農水官僚Sさん曰く

「株式会社でも補助金は取れるんです。農業生産法人を設立しなければなりません」と耳打ちしてくれた。

たとえば「総合的な遊休農地解消対策の推進」事業では、事業実施主体に「都道府県、市町村、農協、公社、土地改良区、農業者等の組織する団体、全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会」と列挙されている。

この中で「農業者等の組織する団体」というのは、株式会社が農業生産法人を組織した場合の「団体」のことを指す。農水官僚Sさんによれば、株式会社形態の農業生産法人は全国に40数社もあるらしい。NPO(民間非営利組織)やPFI(民間資金主導型の公共事業)も補助金の交付対象とした。

農協組織による補助金の窓口独占に風穴をあけたのだ。Sさんは、「たとえば農協に出荷しない場合は補助金がもらえないというようなことがよくありますが、補助金ルートを複数化して、認定農業者なら農協を通さずダイレクトで補助金を受けとれるようにしました」と説明してくれた。

だが、その認定農業者制度には問題がある。市町村が認定するため、

2 ホームセンターに 負けるな!

ホームセンターの進出で大打撃を被ったのは、地元農協組織だった。

ホームセンターの価格が割安なこと、品揃えのよさ、買い気をそそる店舗設計などが、農家の心をガッチリととらえたようだ。

しかし、意外や農協もやられっ放しではなかった。

10月9日付け日本経済新聞千葉版に「J山武郡市、農業資材58社集めフェア」と題する記事が掲載されていた。サブ見出しは「ホームセンターに負けるな!」だ。

「J山武郡市(千葉県成東町、南部浩組合長)は9、10日に、肥料など農業資材メーカー58社が参加する農業資材フェアを開催する。「ホームセンターと同等以下の価格をめざす。資材の使用法などについて専門家のアドバイスを直接受ける機会も提供できる」という」

「J山武郡市は年間30億円程度の肥料、農業、生産資材(農機、石油を除く)を扱うが、ほとんどがJA組合員による予約購入。今回は初めて各メーカー担当者が一堂に会し、商品特性を直接説明する機会をつくった。フェア開催期間中、JAの組合員約1000人、一般の購入希望者約500人の来場を見込んでいる」

「農業資材の販売では、郊外型のホームセンターの攻勢を受けてJAグループのシェアも下がっているが、「営農指導の一環として肥料、農業の商品特性や使用方法についてもきめ細かく情報提供したい」(鈴木部長)としている」

ようやく農協も競争に目覚め始めた。実にいいことだ。

時として市町村の恣意的な判断が加わることがある。

Sさんは、「目指すべき農業経営の指標等の適正化、認定プロセスの透明性の確保、認定のバラツキの解消、認定後のフォローアップ等を徹底する必要がある」と述べ、現行の認定農業者制度について見直しの必要があることを示唆している。

直接支払制度で

農家の公務員化が進む

農家への「直接支払制度」も補助金改革の一環だ。関税が下がっても畑作や水田作など大規模農家が安定して農業経営を続けられるよう、所得を保障する。欧米では一般的な、農家助成策だ。

これをわが国でも取り入れるべく、農水省の新たな食料・農業・農村政策審議会で「品目横断経営安定策」として論議されている。低関税化が進む中で農家保護の解決策の一つだが、これも運用を誤ると初期の政策目的を遂げることはできない。

辛 上門

「品目横断経営安定策」は、畑作と水田作でのプロ農業経営を対象とする考えが示されている。ただ「プロ農業経営」の定義について、今のところ農水省は

「効率的かつ安定的な経営」と説明しているだけで具体的な定義については今後の検討課題となっている。

経営安定策は、「プロ農業経営」者の収入・所得の変動による影響緩和策とともに、「諸外国との生産条件の格差是正」を挙げている。生産条件の格差の捉え方が今後の検討課題となる。その格差是正のため農水省が導入を念頭に入れているのが直接支払い制度である。

「プロ農業経営」の定義で焦点となるのが農家の規模である。一つ参考となるのは、9月30日付け朝日新聞の記事だ。「他産業並み所得」と題したこの記事は、直接支払制度の対象となる農家のイメージをこう伝えている。「同省の試算では、他産業並みの所得を得るには畑作農家で20ha以上、水田農家で10ha以上の農地が必要。この案を基に10月1日から有識者や農業関係者らによる審議を始めるが、高いハードルだけに反発も予想される」

畑作の20haは、北海道では大半が対象となるが、農地が狭い府県では対象外となる。水田作の10ha以上も北海道に多く府県では対象となる農家はごく限られてくる。ある意味では北海道の畑作農家向けの施策と言っても過言ではない。

次いで、対象農家に支払われる金

額だ。記事では「年間所得530万円を農業だけで得る」と具体的な数字を示して来た。

この記事に対し、農水省は「フライング！」と論評しているが、品目横断経営安定策の定義をそれなりにつかむことができる内容と思われる。つまり、農政が目指す「効率的かつ安定的な農業経営」が、他産業並み所得や労働時間を目標としていて、他産業で得られる生涯所得を2億1000万円とし、おおむね40年間従事したと仮定すれば、年間所得は530万円となるとはじき出したようだ。

何はともあれ、北海道で約30haを耕作する畑作農家に「20ha以上」と「年間所得530万円」を聞いてみると、果たして農家のモラル・ハザードが心配されるような答えが戻って来た。

「借金返済分を引いた後の530万円ならある程度は理解できる。引く前なら生活はできない。でも最初から530万円とわかれば、農家はいい物を作る努力をしないのではな

いかな。公務員感覚になってしまった。品質が落ちるのを恐れます」と。農家をして公務員感覚にしてしまう制度で、果たして国際競争力のあ

る強い農業を育てられるかどうか。「直接支払制度」の心配はそこだ。

3 解禁派の農相と 慎重派の官僚

2度目の就任となった島村宣伸農水相。組閣当初、橋本派に次ぐ不倶戴天の敵、亀井派の重鎮の農相再登板が不思議がられたが、謎はすぐ解けた。この2月に自民党の食品産業振興連盟の会長に就いていて、外食産業の業界団体と一緒に米国産牛肉の早期再輸入開を政府に陳情していたのだ。その実績が買われたらしい。就任当初から米

国産牛肉解禁にターボを全開、輸入再開に慎重な官僚との間でギクシャクした。

10月12日発売のエコノミスト誌はそんな関係をこう評している。

「持ち前の威勢のよい言動で就任早々からハッスルだが、記者クラブからも「中身もよく調べずにフライング気味の発言が多い」と評判はイマイチ。米国産牛肉の輸入解禁についてはメディア相手に「牛丼を何杯喰っても大丈夫」と言いたい放題で農水幹部を慌てさせてもいる」

「事務局は、検査基準を緩めるにしても輸入再開に踏み切るにしても、国民や消費者の納得を得たうえで判断したい」として政治決着は絶対に急がないという方針だ。島村農水相は東京の下町が選挙区（東京16区）だけに解禁を急いで消費者の反発を買えば選挙に響くと思ったのか当初のフライング気味の発言も「消費者の安心が大前提、科学的にきちん」と話めたいとやや修正気味」

「実力派大臣も、任命権者の小泉首相と消費者の顔色をうかがうハムレットの心境がしばしば続くことになりそうだ」

組閣直前の訪米で小泉首相はブッシュ大統領から米国産牛肉の輸入再開を強く迫られていた。島村農相起用はそれに対する「イエス」のメッセージだった。